

H.30 民事訴訟法

第1 設問1. 課題(1)

1. AがBを被告として、乙地裁に訴訟するにあたっては、既にBからAに対し債務存在確認請求があるにも前提に、訴訟の適法を判断する必要がある。

11p 両請求の関係は、二重起訴の関係にあたり(42条)、後訴が却下となるか。

二重起訴の禁止の趣旨は、被告の応酬の煩、訴訟不経済、予審判決の確定の遅延にあるので、これらの不都合を回避するものである。かかる趣旨に鑑み、事件が同一小生は、①当事者、②審判対象の両面から判断する。

1. AとBが前訴と後訴で入れ替わっているだけであり、当事者は同一である。

また、前訴は確認訴訟で、後訴は給付訴訟であるから、対象が異なると思える。しかし、訴訟物たる権利関係は、不法行為債権で同一であるから、予審判決が可能なため、審判対象も同一といえる。

2. したがって、二重起訴にあたり、後訴が却下される。

(2) 1. 前訴の訴訟物に反訴提起することにより、解決おとが出来る。同一審理を行うために、被告の応酬の煩も生じず、資料も用いることが出来るので、訴訟不経済の消滅に反しない。また、反訴提起することにより、解不存在確認の訴えの訴えの利益を消滅することになり、反訴提起が利となる。このようにすれば、予審判決のおそれもない。

したがって、二重起訴の禁止の趣旨は、反訴提起の場合には、反しない。

3. 反訴を提起して、反訴の併合でなければ、訴訟を提起する。反訴拒否。

2. 次に、反訴提起であれば、Cが共同被告になるためには、AB間訴訟に事後的に加入する必要がある。別訴提起して、併合を促すことが考えられる(152条)が、併合されるかは、裁判所の裁量に委ねられている。そこで、主観的・客観的併合を認められよう。

7. 明文に規定がなく判例は、訴訟不経済であり、訴訟の複雑化、軽率な過訴が危うくして否定している。しかし、審理を同時に解決できることから必要性も高い。そこで、3条要件を満たすことを前提とし、必要小生、影響を及ぼす場合には認められよう。

1. 本問では、共同不法行為の事実であり、「同一の事実」又は、法律上の原因に基づき同一であり、BとCは共同訴訟人(3条)である。

また、共同不法行為の事実では、加害者が同一訴訟で主張する方が、一回の解決につながり、訴訟が複雑化するにすぎない。さらに、一回で終わる訴訟に比べ、かなり、かつ、軽率な過訴にはならない。

したがって、3条要件を満たし、必要小生が影響を及ぼす上回子である。

2. よって、CをAB訴訟に主観的・客観的併合が認められる。訴訟の進行の程度は考慮すべきではない。

3. 以上より、課題(1)は、AはBに提起したことが、Cを再訴訟に追加することになる。

第2 設問2. 課題(2)

1. 管轄は、本文より認められているか。AがBを甲市地裁で行うことは、二重起訴の禁止にあたり、後訴が却下される。つまり、AはBを甲市地裁では、訴訟を提起することが出来ない。

2. 1. 前訴と後訴である給付訴訟は執行力もあり、確認訴訟より終局的解決につながる。そこで、後訴が却下されるのではなく、前訴が却下されるべきではない。

2. 142条の趣旨は、前記記載の通りである。本問では、前訴の訴訟は、主観的・客観的併合を認められよう。前訴と後訴と

例外的に？

第1問

却下したとしても、審理が無意味になるわけではない。訴訟不経済ではない。
また、Aが住んでいるのは甲市であり、甲に移転したとしても、場所的不利益はない。そこで、また審理が始まるために、改めて訴訟を開始する局面ではないために、Aの応訴の類にはならない。

さらに、前訴が却下することによって、後訴が付け残るのとは異なり、予審判決の効力もない。

したがって、本件の場合、後訴を提起し、前訴が却下すれば、142条の趣旨が受容せず、後訴を提起できる。

142条の趣旨が受容される。

3: 以上より、例外的にAはBを甲地裁に提起することができる。

第3. 設問2.

1. Bに対しては、Dに文付し、221条に基づいて、文書提出命令の申立てをする。Dに対し、Aの診療記録全体について、Aが^{第43条}の事件事実と治療の経過（221条1項4号）を証明するために提出を求めらるものである。

2. かつ、Dに対しては、220条4号ハに該当し、拒絶することから主張する。つまり、Aの診療記録全体が「医師、及びその分の職務上知り得た事実で黙秘するべきもの」にあたると主張する（197条23）。

3. 「職務上知り得た事実を黙秘するもの」

医者と患者の間に守秘義務が存在し、基本的には、患者の同意なく開示することはできない。一方、民事訴訟の早期解決の観点から、重大な侵害を回避するの観点から必要性がある。そこで、「黙秘するべきもの」は形式的に判断すべきではなく、実質的に判断する。その判断においては、不開示が内容、性質、開示対象による不利益、開示の重要性、その事情を考慮する必要がある。

かなり容易に？

第2問

本問について、Aの診断書、Dの職務上知り得た事実、開示するに、Aの情報が外部にも、プライバシー侵害が生じうる。かつ、Aは患者であり、自己の裁判において開示されるから、プライバシーの利益が強い。また、一定の情報は開示され、他のものを求めることも、さらに、Aの不利益が生じるわけではない。さらに、Aを診断したのは、D医師（1分存在せず、他の病院の中に入ることになる）、Fである。この点については、困難を伴って立証するに最も重要な証拠があり、これ以上の証拠は存在しない。また、この証拠が開示されることにより、原告の主張する点に、影響がある場合があるために、原告の主張に不利に働くおそれがある。

したがって、開示を求めざる不利益は少なく、むしろ、原告の主張の重要性が高いため、本件Aの診療記録全体は、職務上知り得た事実としてあたらない。

2. またなお、本件記録は、黙秘の危険を伴うから、221条に該当する以上、開示対象とできる。

3. よって、Bは、Dの証拠を開示請求することから、裁判官の命令（223条）を出している。

第4. 設問3. 主張(ア)

1. 1審に審判に参加しない者が、1審判決終了の段階で参加することができるのか。すなわち、1審判決終了後であっても、補正の申立てができるのか。また、申立てすることによって、控訴することによって、その問題となる。

(第2問)

2. 補助参加人とは、独自の利益を確保するために訴訟行為をする者である。そして申出は、補助参加人として訴訟行為をするに当たっての(4条2項)のこのことから補助参加人が独立して訴訟行為をしている場合には、いつでも申出をすることができる。

3. 次に、控訴提起が訴訟行為に及ぶとあるが、申出はこれである。

補助参加人は当然に訴訟行為に及ぶとあり、加えては、貫徹するに及ぶか、(5条1項より)独自の判断で訴訟行為をするに及ぶ。

本問における控訴は、訴訟の提起であり、訴訟行為に及ぶに及ぶ。

したがって、控訴は訴訟行為に及ぶ、Bが及ぶことになる。

4. よって、Bは、AC間訴訟に、補助参加人として申出と控訴同時に行うことができる。

第5. 設問3. 主請求(イ)

1. AとBは、BがAC間訴訟に、Aは、Aは、Cは、BがAに対して、補助参加人として、訴訟行為に及ぶ(4条2項)。

2. 異議を述べた場合には、訴訟の結果に及ぶ利害関係があることによりは参加が認められる。そこで、かかる補助参加の利益があるかが問題となる。

小 訴、訴訟の結果とは、訴訟物の存在についての判断に及ぶ。そして、利害関係とは、ある参加を認めて紛争の合理的解決を図る必要がある場合、つまり、法律上の利害関係を有することである。 **初見!**

(2) 本問では、訴訟物は、AがAC間における不法行為債権である。そして、Cに債務を負担する(あるいは、Bが共同不法行為

(第2問)

下の場合に、BはCに対して求償することができるため、法律上の利害関係を有する。

3. したがって、Cは、訴訟の結果に及ぶ利害関係を有することになる。

34. Cは、Bは、補助参加人として訴訟行為に及ぶ、Cが訴訟の提起をする。